

## お試しだと思ったら・・・

## 詐欺的な定期購入商法にご注意ください！

### 【相談事例】

スマホを見ていたら、有名タレントが宣伝する歯磨き粉の広告が現れて、初回特別価格980円だったので申し込んだところ、商品が届き、後日また同じ商品が届いた。広告や申込画面では定期的な購入の契約だとはわからなかった。解約しようと電話したところ、SNSからの解約を案内されたが、うまくいかなかった。  
(契約者：70歳代女性)

スマホを見ていたら突然現れる広告から申込画面に誘導されて、「初回特別価格」や「お試し」などと何度も強調する一方で、定期購入が条件であることを離れた場所や小さな文字で意図的にわかりにくく表示して、2回目以降の代金を請求するといった「詐欺的な定期購入商法」の被害が高齢者にも見られます。

特定商取引法の改正（誤認表示に対する直罰化等）などにより規制が強化されていますが、被害が後を絶ちません。

定期購入の契約が成立していないことや錯誤による取消しを主張しても、悪質な事業者は応じないことがほとんどです。

また、最近では、事例のように、解約の方法を意図的に難しくしている場合も多いです。

「初回特別価格」や「お試し」につられて、安易に申し込まないことが大切です。大阪市では、こうした被害に対して重点的な課題として取り組んでいます。

被害にあったときや、困ったときは、一人で悩まず大阪市消費者センターにご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!）」でも繋がります

初回特別価格  
980円  
あの芸能犬も愛用!  
お申込みはこちら

詐欺的な定期購入商法  
にご注意ください!

メインキャラクターエルちゃん

消費生活  
相談窓口

